

新型コロナウイルス感染症の影響により厚生年金保険料等の納付が困難な事業主の皆様へ

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがありますので、お早めに管轄の年金事務所へご相談ください。（ご相談は電話でも受け付けています。）

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合

- 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。
 - 猶予期間中は、延滞金が年8.7%から0.9%に軽減されます。
- ※ 令和4年1月1日以降、上記の割合に変更となっております。
- 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予を受けられる期間

- 猶予期間は、原則、1年以内となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。詳しくは、年金事務所にご相談ください。

担保の提供

- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。